

議会だより「あみ〜る」第177号について

No	種別	意見・質問	回答
1	提案	<p>・ ページ立て</p> <p>今回は柔軟性を取り入れ、P 1 3 → P 1 2 に・ P 1 4 → P 1 3 にし両面で見やすく P 1 2 → P 1 4 での対応が一般的には理解しやすいと思います。</p>	<p>いただいたご提案は、議会報告会の記事を見開きにして分かりやすくすることに主眼を置いたものと推察しますが、確かに続きがある記事は見開きの方が分かりやすいものとなります。</p> <p>一方、各区分（審議結果・一般質問・委員会活動・議会活動などの区分）の冒頭には、初めて議会だより「あみ〜る」を読む方でも分かりやすくなるよう、その区分の紹介と図版を掲載しているため、構成上の制限が生じております。</p> <p>今後の紙面づくりでは、それらの要素を比較するとともに、写真等の大きさや位置などの調整が可能なものは調整するなどして、できる限り分かりやすい紙面構成にしていきたいと思います。</p>
2	提案	<p>・ P 1 4 議会報告会</p> <p>1 1 月の予告案内には「振るってご参加お待ちしております」の文面を入れ地道に広く町民の皆様に P R していく事も必要だと思います。</p>	<p>参加の呼びかけについては、P14 の中ほどで「議会運営委員会より」と題した項目を設けて、その中で「今回のアンケートでは「また参加します」という感想をいただくなど、ありがたいことに多くの方々から好評をいただいています。今後もより多くの方に参加していただければと思いますので、興味を持たれた方は、次回の参加をぜひご検討ください。」と呼びかけを行っております。</p> <p>こちらは、議会報告会の記事との連続性を持たせた内容としたため、記事の直後に配置したものです。しかしながら、「次回開催のご案内」との間に写真をはさむため、分かりづらいものとなっているものと思われます。今後は、次回開催のご案内と参加の呼びかけが直感的につながるよう、紙面構成を検討してまいります。</p>

3	質問	<p>議会の議決が必要内容 P 3</p> <p>①財産の取得 700万以上</p> <p>②工事請負契約 5000万以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定の経緯及び設定金額の根拠について</li> <li>・他の議会議決一覧について</li> </ul>	<p>こちらは地方自治法及び地方自治法施行令に基づくものとなります。</p> <p>地方自治法第96条第1項には議会が議決しなければならない事項が列挙されていますが、そのうち第5号で「その種類及び金額について<u>政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。</u>」と、第8号で「前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について<u>政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。</u>」と定められており、この規定に基づき、町では「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を定めています。</p> <p>なお、設定金額については、上記の規定から委任を受けた地方自治法施行令第121条の2の2に条例で定めるべき金額の基準が定められており、町ではその基準と同じ額を条例で定めています。</p> <p>また、地方自治法に基づき議会が議決しなければならない事項の一覧は、次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 条例を設け又は改廃すること。</li> <li>二 予算を定めること。</li> <li>三 決算を認定すること。</li> <li>四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。</li> <li>五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。</li> <li>六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</li> <li>七 不動産を信託すること。</li> </ol> </div>
---	----	--	--

			<p>八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。</p> <p>九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。</p> <p>十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。</p> <p>十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。</p> <p>十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。</p> <p>十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。</p> <p>十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項</p>
4	感想	<p>・表紙・裏面に関して</p> <p>女性陣の頑張りや活躍度が感じられ、前回同様、今回も好感度良好</p> <p>次回178号の取り上げ方も興味深く期待しています。</p>	感想として承らせていただきます。
5	提案	<p>一般質問の8頁、海野議員の「地域おこし協力隊の活用について」の要約が、外形的・表面的な記載にとどまっている。</p> <p>YouTubeで実際の質疑を見たところ、「協力隊を阿見町で採用してこなかった理由や経緯の状況」や「阿見町においても協力隊の早期検討の提案」等、議員が本件について質問した意図や執行部への提案に沿った重要な箇所が記載されていない。</p> <p>要約についてはスペース制約やどのように文章としてまとめ</p>	<p>議会だより「あみ〜る」の記事については、定例会の閉会后速やかに（通常の場合、閉会の翌日）作成委託業者に原稿を提出し、紙面づくりを行っています。</p> <p>そのため、一般質問の終了から原稿提出までの期間を多くとることが難しく、正確性を確保する観点から、成文化されている当初の質問とその答弁から主たる部分を作成し、状況に応じて再質問とその答弁を加える事例が多くなっています。</p> <p>一方で、いただいたご意見にあるように、議員の問題意識や提案に関わるような部分について、読み手となる皆様にお知らせしていくことも重要です。今後の</p>

		<p>るか他難しい面もあるが、質問の意図、提案他、重要な内容を反映することが重要。</p> <p>「あみーる」を読む側も議員の問題意識や提案に関わるような部分を知りたいと思っている。</p> <p>一般質問は一人当たり 2 段のスペースで記載しているが、3 段にしても良い（それだけの重要性がある）と感じます。</p>	<p>原稿の作成に係る議員への依頼に当たり、そのような観点からのご提案があった旨を伝えるなどして、よりよい記事となるよう取り組んでいきたいと思ひます。</p> <p>なお、一般質問のスペースについては、議会だより「あみ〜る」の読みやすさや一見での印象を重視して、見開きで 4 人分の記事が表示され、かつ、大きめのフォントと広めの行間を確保するようなデザインとしております。いただきましたご意見は、今後の紙面構成を検討するうえで参考とさせていただければと思ひます。</p>
6	感想	<p>川畑議員の「町における借地の実態と今後の報告制」の YouTube 視聴でも同様の感想をもった。</p> <p>*他の議員の YouTube は今回視聴しなかったため当意見提出書では触れません。</p>	<p>感想として承らせていただきます。</p>
7	提案	<p>12 頁の議会モニター会議の開催内容紹介、14 頁の議会運営委員会の内容紹介記事について、具体的にどのような提案や意見があったのか、いくつか（重要と思われる事、新しい視点の事項、その他）で良いので記載することで、読者側の興味・関心が増すのではと感じます。今の記載ぶりは会の議事の進め方を主に記載しており、読む側からすれば退屈で印象の薄い記事に感じます。</p>	<p>議会だより「あみ〜る」の記事については、定例会の閉会后速やかに（通常の場合、閉会の翌日）作成委託業者に原稿を提出し、紙面づくりを行っています。</p> <p>そのため、各種委員会・会議等の日程によっては、開催日から原稿提出までの期間を多くとることが難しく、正確性を確保する観点から、当日の具体的な内容について反映することが難しい場合があり、どのような会議があったかについての報告が主体となる記事となったものです。</p> <p>一方で、会議等の具体的な内容を記事に反映することで読み手の興味・関心が増すというご指摘はおっしゃるとおりかと思ひますので、今後の原稿の作成に係る議員への依頼に当たり、そのような観点からのご提案があった旨を伝えるなどして、よりよい記事となるよう取り組んでいきたいと思ひます。</p>
8	感想	<p>審議結果は、理解しやすくストレスの少ないまとめ方になってきていると感じます。</p>	<p>感想として承らせていただきます。</p>
9	提案	<p>各種委員会活動報告（視察・研修）に参加議員の名前を掲載して欲しい。各議員の活動をより身近に感じたい。</p>	<p>各種委員会に所属する議員は、議会だより「あみ〜る」第 172 号で顔写真付きでご案内したところですが、確かに委員会活動の写真と第 172 号をその都度対照して議員の特定をするのは困難ですし、現実的でもありません。</p>

			<p>掲載スペースとの兼ね合いにもなるため、実現を確約することまでは難しいところですが、おっしゃるところもごもっともかと思しますので、今後の紙面構成にあたり検討させていただきます。</p>
10	提案	p.13 紙面が許せば、議会報告会で参加者から出た質問と回答を掲載できないか？	<p>議会だより「あみ〜る」の記事については、定例会の閉会后速やかに（通常の場合、閉会の翌日）作成委託業者に原稿を提出し、紙面づくりを行っています。そのため、各種委員会・会議等の日程によっては、開催日から原稿提出までの期間を多くとることが難しく、正確性を確保する観点から、当日の具体的な内容について反映することが難しい場合があります、どのような会議があったかについての報告が主体となる記事となることが多いものです。</p> <p>議会報告会でいただいたご意見につきましても、以後の委員会等において主たるご意見を取りまとめていくことから、半ば未確定なものとして、上記のような記事構成となったものです。</p> <p>一方で、参加者からの質問と回答という、会議等の具体的な内容を記事に反映することで読み手の興味・関心が増すことに繋がる面もあるかと思しますので、今後の原稿の作成に係る議員への依頼に当たり、そのような観点からのご提案があった旨を伝えるなどして、よりよい記事となるよう取り組んでいきたいと思します。</p>
11	提案	p.9 堤防整備イメージの想定場所はどのあたりか？場所が特定できているのであれば、概略地図の掲載はできないでしょうか？	<p>一般質問のスペースについては、議会だより「あみ〜る」の読みやすさや一見での印象を重視して、見開きで4人分の記事が表示され、かつ、大きめのフォントと広めの行間を確保するようなデザインとしております。</p> <p>いただきましたご提案の概略地図につきましては、事務局の方で掲載を検討しましたが、スペースが小さく、地図が分かりづらくなってしまうこともあり、該当議員の指定したイメージ写真の掲載としたものです。</p> <p>一方で、一般質問の内容からしても、想定場所を特定するための地図掲載は望ましいものであると思しますので、いただきましたご意見は、今後の紙面構成を検討するうえで参考とさせていただければと思します。</p>

12	感想	<p>マイナカードについて          高齢者から見ると、慣れた保険証がいいと思います。カードは、トラブルのもとになりそうです。それからしますと、意味がないと思う。</p>	<p>感想として承らせていただきます。</p>
13	意見	<p>この前、3班で話し合った内容が載っていないので知りたいです。議会モニターの内容です。</p>	<p>議事や委員会活動をはじめ、議会の活動は多岐にわたることから、その全ての内容をご紹介することは難しいものとなります。そのため、議会日より「あみ〜る」の記事については、原則として抜粋したものの掲載となっています。</p> <p>本日（10月14日）の議会モニター会議において、意見交換のお時間を設けておりますので、その際にご質問をいただければ幸いです。</p>

※種別は、提案・感想・質問・意見のいずれかとなります。

令和5年第3回定例会について

No	種別	意見・質問	回答
1		<p>議会傍聴の目的は何か？議会の雰囲気や、議員・職員の活動・活躍を見るため？それとも質問される内容と、その回答を知るため？後者であれば、会議中の質問・回答についての資料の充実が必要。</p> <p>傍聴者のためにわざわざ資料を作成するのでは、議員や職員に余計な負荷をかけるだけなので、町の回答資料の一部、議員が参考にした資料の一部が良い。</p> <p>提示できるものだけ議会内のモニターのいくつかに表示してもらうとか、印刷物を置くとかの対応がとられると、事前準備のない傍聴者も質問・回答についての理解が深まると思われる。</p> <p>例) 視覚障害者支援の「音声コード」について、どんなものか想像がつかなかった。家に帰りネットで検索すれば知ることができるが、傍聴席ではスマホが使えない。</p> <p>「空き家バンク」のシステムとは？あるいは、町からの回答にある、様々な数字等を文字情報で確認したい。</p>	<p>議会における傍聴は、地方自治法第115条の規定による議事公開の原則を担保するため、「傍聴の自由」として認められているものです。</p> <p>議事の公開は、議会が住民の代表機関であることから、住民の意思がいかに議会に反映しているかを広く住民に知らせるとともに、議会を監視させて、常に議会運営が公正に行われるようにすることを目的として行われるものです。</p> <p>そのため、挙げていただいている議員等の活動・活躍を見ること、一般質問の内容と回答を知ること、いずれについても本来の趣旨の一部ではありますが、目的そのものとまではいかないものとなります。</p> <p>一方で、議事の全てについて口頭のやり取りだけで理解をするのは困難であることから、議案審議等に当たっては執行部から提出のあった議案等を閲覧資料として備えるとともに、一般質問において議員から参考資料の提出があったときは、同様に閲覧資料として備えるようにしております。</p> <p>そのため、このようなご意見があったことを議員全体に伝え、一般質問に当たっては、積極的に参考資料の提出を行うよう促してまいります。</p> <p>なお、議会内のモニターについては、運用システムの関係上、議事の展開に併せて資料を映し出すのは困難であり、現時点では閲覧資料として紙文書を備える形になりますことを申し添えます。</p>
2	意見	<p>議会傍聴の事前に、質問の内容とおおよその日時を知りたい。全部の質問を二日間聴くのは難しいので、日時を絞って傍聴したい。当日配布された「一般質問通告事項一覧」を事前に見れないか。</p>	<p>一般質問については、質問時間・答弁時間を含めて60分以内とする運用を行っています。ほぼ60分間の一般質問となる議員もいれば、30分程度で終える議員もいるため、各日最初の1人を除き、あらかじめ開始日時をお知らせするのは難しいところです。</p> <p>なお、「一般質問通告事項一覧」については、町議会ホームページ「本会議・委員会の日程」のところであらかじめ公開しておりますので、そちらをご覧くださいければ幸いです。</p>

			<a href="https://www.town.ami.lg.jp/0000000306.html">https://www.town.ami.lg.jp/0000000306.html</a>
3	質問	当日閲覧後に回収される「一般質問通知書」のコピーは持ち帰れないか。	<p>閲覧用の書類については、事務作業の関係で全て回収することとしておりますが、内容について全面的に公開して差し支えないものについては、個別対応によりコピーをお持ち帰りいただくことも可能です。</p> <p>ご質問の「一般質問通知書」は、「一般質問通告事項一覧」のことかと思いますが、こちらであればホームページにも公開されているものとなりますので、お持ち帰りいただいて差し支えないものとなります。</p> <p>傍聴終了時に議会事務局に申し出ていただいた後、事務局職員がコピーを取ってお渡しいたします。なお、議会開会中は事務局職員の大半が議場にいるため、議会事務局に不在の場合があります。その場合はしばらくお待ちいただくことになってしまうかと思っておりますので、ご承知おきのほどお願いします。</p>
4	提案	傍聴席では携帯電話の電源は切る事、とある。家族から緊急連絡の可能性もあり、マナーモードではどうか？先に質問した、文言の理解についても、スマホで検索できると、質問・回答への理解が深まる。	<p>傍聴席における決まりについては、「阿見町議会傍聴規則」に基づくものとなっております。</p> <p>携帯電話の電源を切ることについては、次の規定に基づき、携帯電話による通話や撮影を行わせないための有効な手段として実施しているものです。</p> <p><b>【通話について】</b></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p><b>【撮影について】</b></p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>一方で、「阿見町議会傍聴規則」の制定当時にはスマートホンは存在せず、時代に即した形で規定の見直しを行うことについては検討すべきものであります。</p>



			<p>即時的な見直しは難しいところですが、このようなご意見があったことを受け、今後の「阿見町議会傍聴規則」の見直しの参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご家族からの緊急連絡につきましては、議会事務局にお電話いただくことで職員が代わりにお知らせすることもできますので、行先とともに議会事務局の電話番号（029-888-1111）をご家族の方にお伝えいただければと思います。</p>
5	感想	<p>初めての議会傍聴での感想：</p> <p>傍聴席は居心地が良い、午前中2時間の傍聴は予想外に苦にならず、午後の来客の予定がなければ、午後も傍聴したかった。YouTubeだと一時間が限度。YouTubeで見ている人には、傍聴席に来てみることを勧めたい。また、質疑の内容が理解できる環境になれば、皆に議会傍聴を勧めたい。</p>	<p>感想として承らせていただきます。</p>
6	感想	<p>久保谷議員のリンリンロードについての質問に賛成します。</p> <p>あの車道は危ないし、専用レーンが欲しいです。</p>	<p>感想として承らせていただきます。</p>

※種別は、提案・感想・質問・意見のいずれかとなります。